随意契約(相手方指定)調書

件 名	遠隔手話通訳等サービス事業業務委託	5200216
工(納)期	令和6年3月31日	
契約締結日	令和5年4月1日	
契約金額	5,214,000円(消費税込み)	

契約相手方	株式会社プラスヴォイス
7 (m3 fr 3 7 3	(法人番号:4370001013159)
	別紙に記載のとおり。
相手方指定理由	
/# **	
備考	

契約審査委員会資料			
経理課契約係	R5.2.24		

業者選定理由書

件名	遠隔手話通訳等サービス事業業務委託
指定業者(案)	名 称 株式会社プラスヴォイス 所在地 宮城県仙台市青葉区国分町国分町1丁目8番14号 仙台協立第2ビル8階 代表者 代表取締役 三浦 宏之
指定理由	本件は、障害者福祉課窓口等において遠隔手話等サービスシステムを導入するとともに、本人所有のスマートフォン等の端末を利用した電話代行サービスの提供について委託するものである。主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、主管課において、同種サービスの提供業者について比較検討を行っているが、現在荒川区で提供している、電話代行サービス・スマートフォン等による遠隔手話通訳サービスを含む、サービス全てに対応可能な業者は、上記業者のみである。また、サービスの提供時間についても、比較業者の中で最長の時間帯で対応しており、かつ年中無休であることから、上記業者は利用者の利便性に最も適ったサービス体制を提供可能である。主管課において令和4年度の履行評価を行っているが、的確かつ安定的な履行がなされたことから、履行状況は良好であった。また、手話を用いたPR動画による使用方法の周知や、必要に応じたデモンストレーション等の実施等、利用者に寄り添ったサービスが提供されており、利用者からも好評を得ていることからも、今後も円滑で確実な履行が期待できる。以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を契約する。
その他 特記事項	根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)